

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 4 月 24 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520838

研究課題名(和文) 近世における幕藩権力の恩赦に関する基礎的研究

研究課題名(英文) A basic study of 'sha'(amnesty or pardon) in early modern Japan

研究代表者

谷口 眞子 (TANIGUCHI, SHINKO)

早稲田大学・文学学院・准教授

研究者番号：70581833

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円、(間接経費) 390,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、江戸時代に幕府と藩が実施した恩赦について関連史料を収集・分析し、恩赦の具体的過程を明らかにすることによって、その近世的位置づけを考察するところにあった。現代的観点からすれば、恩赦は政治による司法への介入だが、そもそも近世では恩赦を前提として裁判が行われ、幕府・藩の慶弔による恩赦の実施は、政治的威信の発露、御家の存続の象徴であるとともに、時代感覚に適合した刑罰を科す結果も生み出した。岡山藩、萩藩、加賀藩の検討から、恩赦適用者の選択や裁判の合理化などに司法的技術の進化、司法的論理の芽生えがみられ、行政と司法を分離しようとする思考が幕末にかけて見いだせることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to collect archives on Japanese "sha"(pardon or amnesty in English) of some domains, to analyze them, and to make clear the concrete processes and characteristics of early modern "sha." From modern point of view, practicing "sha" means the intervention to judicial field by executive power. But "sha" in Edo period executed by shogun and domainal lords was an expression of political prestige, a presentation of the continuity of their "ie"(house), and as a result, it gave the punishment appropriate to each crime based on periodical sense. At the end of Edo period, judicial way of thinking and rationalization of judiciary could be found, which urged the division of the three powers. I published some articles on "sha" at Oakayama, Hagi, and Kaga domains. Two presentations at Nihonshi Kenkyu Taikai and Hoseishi Gakkai Tokyo Bukai made known the importance of this research to law historians as well as Japanese historians.

研究分野：史学

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：恩赦 近世法 罪と罰 幕藩関係 裁判 先祖祭祀 三権分立

1. 研究開始当初の背景

日本近世における国家権力の祭祀・儀礼行為と政治との関係は、近年注目されている研究テーマである。武士の死とその祭祀については、歴代将軍の葬送儀礼や、家康をはじめ幕藩領主から大名家臣に至る武士の神格化の検討、将軍死去時の鳴物停止からみた政治文化の研究などがある。

しかし、将軍や大名、その近親者の葬儀や回忌法要に際し恩赦が実施されていたことは、あまり注目されていない。日本史の学界のみならず、日本法制史の学界においても、幕府の恩赦手続きや幕末の赦律については考察されているものの、本格的研究は見当たらないのである。

恩赦は行政権により、犯罪者に対して刑罰権のすべて、あるいは一部を消滅させる処分である。現代では内閣が恩赦を決定し、認証は天皇の国事行為と位置付けられており、恩赦は大赦・特赦・減刑・刑の執行免除・復権の五種類に分類されている。

一方、近世の恩赦は天皇・将軍・藩主の死去や回忌法要、あるいは世継ぎの誕生や官位叙任、婚姻などの際に実施された。前者は「法事の赦」、後者は「祝儀の赦」と言われる。また確定判決を言い渡され、刑の執行を受けている既決囚を対象とした「過去の赦」と、被疑者・被告人として勾留されている未決囚を対象にした「当座の赦」にも分類できる。

近世においては行政・立法・司法の三権分立が確立していなかったが、恩赦の実施は、罪をあがなうに足ると判断された刑の執行中止や減刑、有罪の言い渡しすら無効とする行為であることは認識されていた。

江戸時代に恩赦が法的に定められたのは1862年(文久2年)だが、近世を通じて幕府や藩は恩赦を実施していた。「祝儀の赦」があることから、恩赦は追善供養以外の性格も帯びていたと考えられる。しかも、幕府の場合、近世を通じて約320回恩赦が実施されていたといわれ、実際、死刑判決を言い渡された犯罪者が、複数回にわたって恩赦を適用され、最終的に軽い刑罰で終わった事例もある。頻繁に恩赦が行われ、刑を言い渡されていた者の多くが、実は減刑・赦免されていたとしたら、近世における罪と罰に対して、現代のわれわれが持っていたイメージは、根底からくつがえることになる。

1. 研究の目的

そこで、本研究は江戸時代に幕府と藩が実施した恩赦について、その関連史料を収集・分析し、恩赦をめぐる幕府・藩・寺院の複層的・重層的関係と、日本近世における法・裁判の特徴を考察することを目的とした。

恩赦が実施された理由、実施の主体、恩赦適用者の決定過程、実施までの手続き、恩赦の嘆願過程における社会や寺院の役割を検討することにより、上記の目的を果たし、あ

わせて罪と罰に対する国家・社会の観念も考察したいと考えた。

具体的には、諸藩において、将軍並びに大名家構成員の死にかかわって行われた「法事の赦」と「祝儀の赦」を分析し、恩赦がそもそもどのような事由によって実施されたのか、誰を恩赦適用者と認定するのか、その際の基準は何か、既決囚と未決囚への恩赦実施には、違いがあるのか、寺院はいかに関与したのか、恩赦の嘆願にあたって、家族や親類などの社会集団がいかなる機能を持っていたのかなどを検討することである。分析項目は多岐にわたるが、これらの課題に添えてこそ、近世の恩赦の実態とその特徴が理解できると考えた。

また、三権未分立の状態、為政者側の理由により恩赦が実施されることは、政治的・社会的・法的・宗教的側面からみた、近世の国家・社会の特質を照射するものでもある。ここからどのような過程を経て、近代の三権分立に至るのか、日本法制史をはじめ、東洋(法制)史・西洋(法制)史との共同研究も将来的には視野に入れつつ、次のような研究方法をとった。

2. 研究の方法

(1)調査の対象

恩赦は江戸時代全般にわたって国家と社会を巻き込み、政治的・社会的・法的・宗教的影響力を及ぼした事柄である。実施主体が幕府・諸藩・朝廷と幅広いため、関連史料は莫大な量に及び、所蔵先も全国に広がっている。そこで本研究においては、2010年度から調査・分析をはじめた岡山藩の恩赦研究を継続するとともに、萩藩・加賀藩の恩赦、ならびに幕府による恩赦のうち、江戸町奉行と長崎奉行が実施した恩赦について、調査を行うことにした。

新たに研究に着手する萩藩は表高36万石、加賀藩は102万石で、ともに近世初頭から幕末に至るまで転封を経験することなく、それぞれの知行地に250年以上にわたって存在した藩である。連綿と続く大名家の歴史において、歴代藩主とその近親者の死去、あるいは元服・任官などは、領国において政治的・社会的にいかなる意味を持っていたのか、将軍家の慶弔にもとづく恩赦は藩でも実施されていたのか、そこにこれら強大な藩と幕府との政治的関係は反映されているのか、恩赦適用者の対象やその決定方法に時代的变化があったのかなど、長期的に恩赦を考察するのにふさわしい藩と言える。幕藩制国家という政治体制自体は、表面的に変化しなくても、その中で国家・社会は確実に変容しており、近代へ至る道筋がどのように形成されたのかを展望する上でも、これらの藩の恩赦研究は有益であると考えられる。

しかし他方で、次のような問題もある。近世を通じて恩赦を研究するために、通時的に史料が残っている藩が望ましいのは事実だ

が、それは膨大な量の史料から、恩赦に関する史料を選び出して翻刻し、分析しなければならないことを意味していた。そこで、研究を効率的に進めるために、恩赦関連史料の事前調査、現地での史料調査・収集、翻刻、分析、検討を、幕府と藩で時期をずらして行う計画を立てた。

(2) 研究計画

岡山藩については、岡山大学附属図書館所蔵の「池田家文庫」に大量の史料が残っている。將軍や歴代藩主の葬儀、回忌法要、將軍宣下、藩主元服祝いなどについて一件史料が作成されており、江戸・国元往復書簡も含めた分析から、恩赦適用対象者の別、その決定過程、寺の関与など、恩赦の実態を解明できると考えた。

加賀藩については、公事場関係の史料の一部が、すでに法制史研究者によって翻刻されているほか、近年では『金沢市史』資料編も刊行されている。しかし、それらは史料全体のごく一部にすぎない。金沢市立図書館近世史料館所蔵の「加越能文庫」には、刑法関係の史料や恩赦の史料、さらに法事関係の史料が所蔵されているので、史料調査を行い、これらの史料収集を計画した。

萩藩については、山口県文書館所蔵の「毛利家文庫」に、恩赦に関する史料が膨大に残されている。とくに注目されるのは、藩主の家督、叙位任官、官位昇進、初入国、初参府などの際に行われた恩赦の一件史料である。ここから「祝儀の赦」の詳細が明らかにできると考え、これらの一件史料の翻刻・分析に着手した。

江戸町奉行の恩赦関連史料は、国立国会図書館所蔵の「旧幕府引継書」に収められている。恩赦のたびごとに作成された膨大な量の「赦帳」が残っている。また享保・明和・天明・天保の時期別に作成された「撰要類集」にも、恩赦の史料が散見される。そこでまずは「撰要類集」の中から、恩赦関係の史料を抜き出し、データベースを作成することにした。

長崎奉行関係の史料は、長崎歴史文化博物館に移管されており、判決記録「犯科帳」には幕府の「法事の赦」「祝儀の赦」を適用された既決囚も含まれている。「犯科帳」はすでに活字化されているので、そこから恩赦に関する部分をコピーし、データベースを作成する目標をたてた。

4. 研究成果

(1) 史料調査・収集

岡山藩については、岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」のマイクロフィルムが、早稲田大学中央図書館に所蔵されていることから、連年の留帳ほか恩赦関係の史料を複写することができた。

加賀藩については、金沢市立図書館近世史料館で「加越能文庫」の史料調査を行い、加

賀藩の恩赦に関する史料をほぼ収集することができた。

萩藩については、山口県文書館所蔵の「毛利家文庫」での史料調査を2度実施し、主に「祝儀の赦」に関する一件史料を大量に撮影した。

さらに、当初予定していなかった福井藩の恩赦について、福井県立図書館所蔵の「松平文庫」の史料調査を行った。これは福井藩が譜代大名の家柄であり、加賀藩と地理的に近いことから、比較の対象になりうるのではないかという推測にもとづいて行った調査である。

史料調査で撮影した史料は、数千コマにのぼり、すべてを翻刻・分析することはできなかったが、主たるもので翻刻した史料については、その分析を終えて論文にした。残りの史料翻刻については、他日を期したい。

また、「旧幕府引継書」に収められている「撰要類集」については、恩赦の史料を抜き出し、一覧表にしてデータベース化した。同じく、長崎奉行の判決記録「犯科帳」についても、146冊に及び史料の中から、恩赦関係の史料を抜き出してコピーし、一覧表にしてデータベース化した。

なお、当初の計画にはなかったが、幕府・藩の恩赦に天皇家の慶弔がどのように関連するのかを調べるための予備調査として、『天皇皇族実録』135冊をチェックし、250年弱の間にみられる天皇家の恩赦関係の記事を複写した。

(2) 研究会・学会報告

次に研究会や学会での報告についてである。初年度の2011年度には、東京大学法学部で開催された近世法史研究会において、岡山藩池田家の構成員、すなわち藩主やその室、子の死を事由とした「法事の赦」について報告した。

2012年度には立命館大学で開催された日本史研究会大会で学会報告した。ここでは、毛利家文庫の史料をもとに、近世中後期の萩藩における「祝儀の赦」について、恩赦が適用されるまでの過程、大名家の祝儀を恩赦実施の理由とすることの政治的意味、社会に与えた影響、行政と分離した司法的発想が幕末にみえることを実証した。

2013年度には星薬科大学で開催された日本法制史学会東京部会で、加賀藩を対象に、恩赦が時代的にどのような変遷をたどるのかについて研究報告した。

(3) 論文執筆

岡山藩の恩赦については、2本論文を執筆した。「岡山藩における將軍回忌法要の恩赦」『史観』165(2011年)は、岡山藩において將軍回忌法要が催され、その際に実施される恩赦について分析したものである。

岡山藩池田家の先祖、池田恒興はかつて長久手の戦いで家康と対峙した人物である。池

田家は恒興の二百五十回忌の際、藩主の参詣許可を幕府へ申し出ており、徳川家と敵対関係にあったという過去の歴史的事実を強く意識していた。しかし一方、池田光政は将軍家光の乳兄弟の間柄であり、岡山藩では四代家綱以降の将軍について、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌...というように、回忌法要を岡山で営み、その際、恩赦を実施していた。

同じく池田家を対象とした論文、『『法事の赦』の構造分析 岡山藩池田家を事例に』、『岡山地方史研究』130号(2013年)では、池田家の当主・室・子の死去やその回忌法要にともなう恩赦を分析した。先の論文でとりあげた将軍の恩赦と比較できるように、分析対象の時期を、藩主綱政が死去するまでの20年間とし、恩赦の決定過程、適用対象者、手続き過程などを比較した。その結果、恩赦適用の決定過程に違いがないことがわかった。

ただし、この2本の論文から、「法事の赦」に関する通説にいくつかの誤りがあることが明らかになった。「法事の赦」における「当座の赦」については、たまたまその時点で勾留中だった犯罪者が、吟味も受けずに無作為に選ばれたと考えられていた。また、「過去の赦」については、寺からの嘆願のみにより適用者が決定したというのが通説であった。しかし、岡山藩においては、「法事の赦」における「過去の赦」は、寺からの嘆願を受けて、法事のあと恩赦適用を決定する者とは別に、藩が自発的に恩赦適用を決定して、法事の最終日に言い渡していた者がいた。さらに「当座の赦」についても、各人の罪状に依りて、赦免あるいは減刑していた。

恩赦の実施は量刑の判断にとどまらず、当該時期の政策や司法的価値観の反映でもあった。藩の役人は恩赦適用の可否を上申し、藩主は一人一人について、最終的な判断を下さなければならなかった。他方、家族・親族・共同体による赦免嘆願は、犯罪者が血縁・地縁集団の支援を受けられるかどうかを示す指標でもあった。さらに武士の場合、恩赦は「主君の勸気をこうむった」者が主君との主従関係を回復する絶好のチャンスであった。

岡山藩の場合、元禄8年からの20年間で、恩赦を適用された者は、池田家の法事だけでも300人以上にのぼる。これに将軍の回忌法要、「祝儀の赦」による恩赦を加えると、赦免の恩恵に浴した者は相当の数となる。

次に萩藩については、「幕藩権力による恩赦の構造と特質 近世中後期萩藩を事例に」、『日本史研究』607号(2013年)を刊行した。これは大会報告を受けて書いたため、本来であれば、2本に分けて執筆する内容を凝縮したものである。この論文では、将軍家ならびに毛利本家の慶事を理由とした「祝儀の赦」を対象とし、政治(行政)と司法の近世的関係、罪と罰に対する考え方を検討し、三権分立した近代とは異なる近世的あり方を解明しようとした。

回忌法要にともなう「法事の赦」は事前に予測できるため、犯罪が生まれやすい環境をもたらす危険もはらんでいた。一方、「祝儀の赦」は藩主の任官や相続など、御家の喜びを分かち合い、藩士や領民を大名家に社会的・政治的に統合する機能の一端を担っていた。幕府から藩への恩赦実施要請はほとんどなく、赦免の程度、人数、恩赦の頻度などは、大名家の自己裁量に依拠しており、「自分仕置」は幕末まで維持されていた。恩赦のたびごとに、膨大な時間をかけて適用候補者と赦免内容を決定するのは、一見すると非合理的なやり方だが、その背景には、ある刑罰を科される者の犯罪はさまざまであり、罪と罰は一對一の対応関係にはないため、一律に赦免年限をもうけないという発想があったと考えられる。

加賀藩については、「加賀藩における恩赦の時代的変遷」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要』59輯(2013年度)を発表した。これまで追放刑が恩赦実施の理由のひとつにあげられていた。すなわち、江戸時代の追放刑は、年数を明示しない不定期刑であり、恩赦の際に追放の執行終了が言い渡されない限り、追放はいつまでも解除されないという問題である。それでは、不定期の領外追放を実施していない藩で、恩赦は行われていなかったのだろうか。

享保期に幕府は諸藩に対し、領外追放を廃止するよう要請した。幕府自身は追放刑廃止に失敗したが、加賀藩ではこれを受けて、領外追放を廃止した。5代藩主前田綱紀の治世下で、領外追放はその程度に応じて、決まった年数の「禁牢」に代替された。これを「代禁牢」という。そのような藩でも恩赦は行われていたのか、これが加賀藩をとりあげた理由の一つであった。

分析の結果、加賀藩では代禁牢制度導入後も、恩赦を実施し、禁牢の年数を短縮したり、赦免したりしていた。不定期刑の追放の有無にかかわらず、「赦し」を政治的・社会的文脈の中で行うことに意味があったと言える。

加賀藩では天明末から裁判手続きの迅速化など、司法に対する関心が顕著に見られる。寛政期に藩主治脩が行ったのは、先例調査であった。どのような罪状にどのような刑罰を科してきたのか、その歴史の変遷を調べさせ、公事場は、公事訴訟取り裁きに関する規定や法令を編纂している。その結果、個々の事例には固有の事情があり、罪に対する刑罰を一つに決定するのは難しく、情状酌量の余地を考慮する必要性が指摘された。これは萩藩と同じ発想である。

恩赦についても「常の赦」と「非常の大赦」という概念で、体系化しようとする意図が見られた。かつての「大赦」は、大罪以外のうち、未決・決着とも死刑を一等減刑していた。その後、未決の者は対象外となり、決着の者のみ一等減刑となった。ところが天明5年に、

死刑も未決の者も、残らず出牢させる措置がとられた。翌年、藩政に復帰した藩主治脩はこれを「非常の大赦」と名付けた。それに対して、「常の赦」は未決の者を除外する恩赦と位置づけた。しかし、将軍家と前田家の忌日が増加し、吟味や刑罰執行の日数が限られるようになると、再び未決勾留者も恩赦の対象となっていく。

(4) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究により、従来の通説の誤りを指摘するだけでなく、新たな恩赦研究の見方を提示することができた。

「法事の赦」における「過去の赦」は、家族や親族の意思表示として寺から嘆願が出された者だけでなく、藩も自主的に候補者を選んでいて、寺は嘆願の取次はするが、その決定権は藩にあり、藩では一人ひとりについて、適用するにふさわしいかどうかを審議していた。

恩赦は不定期の追放刑があることが実施理由のひとつとされていたが、領外追放を廃止した藩でも、恩赦が行われていることから、その政治的効果をもっと考慮すべきであることがわかった。不定期の「祝儀の赦」と恒常的な「法事の赦」とでは、その政治的意味合いが異なっており、前者は大名の祝儀を領民で分かち合う機能ももっていたと考えられる。

萩藩と加賀藩では「常の赦」と「非常の大赦」という概念がみられ、未決の者が適用対象になるかどうかはその分かれ目だった。

以上は、これまでの恩赦研究にはみられない指摘ばかりである。現代と比較して厳格とされる近世の法文が、実際に適用されたのか、刑罰が実際に執行されたのか、執行中に中止あるいは減刑されたのかなど、恩赦を含めて検討しなければ、江戸時代の法・裁判、罪と罰に関する観念はみえてこないことが、一連の研究から明らかになった。

法文に規定されていない規範や判例を重視し、従来の日本法制史の手法を超えた方法で、「生ける法」をとらえようとしたのが、本研究であった。社会や時代の価値観・考え方も巻き込んだ上で、近世の三権未分立の状態を理解しようとするのは、まさに「近代」を所与とし、その前史として前近代をとらえようとする思考方法からの脱皮と言える。

死刑から未決の者まで、その罪を問わず出牢させる「非常の大赦」は、現行憲法下における「大赦」に近い。未決の者を対象としない「常の赦」は、現在の「特赦」にあたる。明治期に定められた旧憲法では、大赦・特赦・減刑・復権が認められているが、その原形はすでに江戸時代に藩が行っていた恩赦にみられるのである。近世の司法的感覚が、近代にどのように受け継がれていくのかも、興味深い。

3年間にわたる研究により、論文執筆に加

えて、日本史研究会大会と法制史学会東京部会で研究報告の機会を与えられたことは、きわめて有意義であった。日本史・日本法制史双方の学界にインパクトを与えることができるとは、予想していなかった。いずれも報告依頼によるもので、近世の恩赦が興味を持たれ始めている兆しと言える。

(5) 今後の課題

研究は予想以上に進んだが、それだけに今後の課題もまた多岐にわたる。史料調査で撮影した史料やマイクロフィルムから複写した史料は、数千コマ、数千枚にのぼり、すべてを翻刻することはできなかった。主たる史料については翻刻し、その分析を終えて論文にしたが、残りの史料の翻刻については、他日を期したい。

また、「旧幕府引継書」に収められている「撰要類集」については、恩赦の史料を抜き出し、一覧表にしてデータベース化した。その分析が必要である。同じく、長崎奉行の判決記録「犯科帳」についても、146冊に及ぶ史料の中から、恩赦関係の史料を抜き出してコピーし、一覧表にしてデータベース化した。そちらについても分析が求められる。

なお、当初の計画にはなかったが、調査を行った福井藩の史料を翻刻することによって、外様藩と譜代藩という形で比較が可能になると考えている。ただし、福井藩で収集した史料もかなりの量があるため、分析結果を論文執筆という形で実現するには時間を要するとみこまれる。

幕府・藩の恩赦に天皇家の慶弔がどのように関連するのかを調べるための予備調査として、『天皇家実録』135冊をチェックし、250年弱の間にみられる天皇家の恩赦関係の記事を複写できたことは、大きな成果であった。今後、一覧表にしてデータベース化した上で、朝廷、幕府、藩の恩赦を総合的に考察するための基礎としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

・谷口眞子「加賀藩における恩赦の時代的変遷」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』(査読有)、59輯(2013年度)(2014年)、P3-P20

・谷口眞子「『法事の赦』の構造分析 岡山藩池田家を事例に」『岡山地方史研究』(査読無)、130号(2013年)、P1-P15

・谷口眞子「幕藩権力による恩赦の構造と特質 近世中後期萩藩を事例に」『日本史研究』(査読有)607号(2013年)、P54 - P75

・谷口眞子「岡山藩における将軍回忌法要の恩赦」『史観』(査読無)165(2011年)、P1 -

〔学会発表〕(計3件)

・谷口眞子「加賀藩における恩赦の時代的変遷」、日本法制史学会東京部会、2013年9月21日、星薬科大学

・谷口眞子「幕藩権力による恩赦の構造と特質 近世中後期萩藩を事例に」、日本史研究会、2012年10月13日、立命館大学

・谷口眞子「法事の赦」にみる近世の罪と罰」、近世法史研究会、2011年8月29日、東京大学法学部

〔図書〕(計1件)

・谷口眞子『赤穂浪士と吉良邸討入り』(吉川弘文館、2013年) 総149ページ

6. 研究組織

(1) 研究代表者

谷口 眞子 (TANIGUCHI Shinko)

研究者番号：70581833